



■ 目次

EITFが公正価値で測定された第三者信用補完を伴う負債に関するコメントを募集
SECが監査委員会とのコミュニケーションおよび税務サービス規則に関するPCAOB規則についてのコメントを募集
SECがRegulation S-Kに関するコンプライアンスおよび開示解釈指針を更新
FASB 関連記事

■ EITFが公正価値で測定された第三者信用補完を伴う負債に関するコメントを募集

発生問題専門委員会(EITF)は企業が公正価値で測定された第三者信用補完を伴う負債をどのように会計処理すべきか(EITF Issue 08-5)についてのガイダンス案に対するコメント募集を公表しました。

2008年6月の会議において、EITFは公開用合意案を形成し、負債商品と不可分の第三者保証を受けた負債の発行体は当該負債および保証を二つの会計単位として取り扱わなければならないとしています。これにより、発行体は第三者保証の影響を負債の公正価値測定に含めてはならないこととなります。

EITFのガイダンス案に対するコメント募集は8月4日までです。

▼ このガイダンス案の全文は以下の財務会計基準審議会(FASB)ウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.fasb.org/eitf/0805DA.pdf>

▼ EITFの6月の会議の最終議事録も以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.fasb.org/eitf/06-12-08_mtg_minutes.pdf

▼ EITF Issue 08-5および6月のEITF会議で議論された問題のハイライトについては、PwCのEITF Observerをご覧ください。CFODirect Networkのメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=EDYR-7FNSHM&SecNavCode=TMCB-4L9HAU&ContentType=Content>

■ SECが監査委員会とのコミュニケーションおよび税務サービス規則に関するPCAOB規則についてのコメントを募集

米証券取引委員会(SEC)は公開企業会計監視委員会(PCAOB)による規則案変更の通知を公表しました。この通知により、SECは2008年4月にPCAOBが承認した二つの規則変更についてのパブリック・コメントを募集しています。

一つ目の項目である Rule 3526「独立性に関する監査委員会とのコミュニケーション」は、登録済会計事務所の独立性に関する監査委員会と会計事務所間のコミュニケーションを拡充することを目的としています。Rule 3526は登録済会計事務所に対し、事務所の独立性に影響を与える可能性が高いと合理的に考えられるあらゆる関係について、最初の契約を引き受ける前に監査委員会に報告することを義務付けるものです。また、登録済会計事務所は、独立性に影響を与えるそのような関係の潜在的影響について少なくとも毎年一回契約継続に際して議論を行うことを義務付けられることとなります。SECの承認が下りれば、Rule 3526 はISB基準第1号「独立性に関する監査委員会との議論」と関連する二つの解釈に優先することとなります。

二つ目はRule 3523「財務報告を監視する役割の者に対する税務サービス」の修正です。Rule 3523の修正により、登録済会計事務所が新しい監査クライアントにおいて財務報告の監視の役割を担う者あるいはその人物の近親者に対し、プロフェッショナル契約期間の開始に先立つ監査契約期間の一部において税務サービスの提供を認めることとなります。(注: Rule 3523の当初規定においては、このような期間において税務サービスを提供する会計事務所には独立性がないとされていました。しかしながら、PCAOBはこの規則を公式に修正しその制限の廃止についてのSECの承認を得るまでRule 3523のこの部分の発効日を延期していました。)

この規則変更案に対するコメント募集は官報への掲載から21日間です。

▼ この通知の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/pcaob/2008/34-58121.pdf>

■ SECがRegulation S-Kに関するコンプライアンスおよび開示解釈指針を更新

SEC職員はRegulation S-Kの適用に関する解釈指針を更新しました。この解釈指針は、コンプライアンスおよび開示解釈文書として公表され、以下の公表物に含まれていた Regulation S-K および Regulation S-B に関するSEC職員の解釈を統合し代替するものとなっています。

- 1997年7月公表「一般に入手可能な電話対応のための解釈のマニュアル」
- 1999年3月公表「一般に入手可能な電話対応のための解釈のマニュアルの暫定的補遺」
- 2000年3月公表「目下の問題点および規則制定プロジェクトの概要」
- 2007年版 コンプライアンスおよび開示解釈文書 の Item 201、402、403、404、407
- 2008年3月版 小規模報告企業に関するコンプライアンスおよび開示解釈文書

▼ 新しい Regulation S-K コンプライアンスおよび開示の解釈文書は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://sec.gov/divisions/corpfin/guidance/regs-kinterp.htm>

■ FASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 非営利組織による合併と買収
<http://fasb.org/project/nfp.shtml>
- リース会計
<http://fasb.org/project/leases.shtml>
- バリュエーション・リソース・グループ
http://fasb.org/project/valuation_resource_group.shtml

Weekly Action Alert: Action Alert の各号 は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

- Action Alert No. 08-28 (7月10日)
<http://www.fasb.org/action/aa071008.shtml>
- Action Alert No. 08-27 (7月3日)
<http://www.fasb.org/action/aa070308.shtml>

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバル・ネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.